

《知る》ことと《語る》ことの倫理

— 目取真俊の文学を考えるために

尾西康充

1

沖繩の米軍基地の「引き取り―県外移設」を唱える本土の知識人に対して、目取真俊は厳しい批判を加えてきた。目取真によれば、「ヤマトウで基地引き取りを言っている皆さんは、沖繩からの声に自分たちは誠実に対応しているという満足を得て、良心の呵責は解消されるかもしれません。でもそれをやっているからといって沖繩に応答していることにもならないけれど、基地問題を解決するための一歩の前進にもならないんです」と断じる。「沖繩を知る 共に行動すれば基地のない沖繩は可能だ」というテーマの対談（「アエラ」第二九巻第二八号、二〇一六年六月）のなかで、『沖繩の米軍基地―「県外移設」を考える』（二〇一五年六月、集英社新書）を著した高橋哲哉に対し、県外移設論が机上の空論であることを指摘している。厳しい論調の根底には、沖繩を憂える本土の知識人が自己満足におちいつているだけなのではないか、との不信感がある。

基地はいらないからヤマトウに持っていけ、という素朴な心情の延長線上で基地の引き取り運動を全国に広げましようというのは哲学者の役割でしょうか。それは沖繩に犠牲を強いているという後ろめたさや罪悪感を慰撫することにはなっても、いま辺野古で進められている工事を止める力にはならない。むしろ日本政府は引き取り論が広がっていくのを喜んでいと思いますよ。²⁾

帝国日本の捨て石とされた沖繩戦から、米軍による統治、そして本土復帰後の日米安保による日米共同管理体制まで、まさに《戦後なき戦後》を歩んできた沖繩現代史を考えれば、「引き取り―県外移設」には、「戦争体験の風化や戦争に対する絶対的な否定感のなさ」がみられる。仲里効氏の言葉を借りてそれを分析すると、「引き取り―県外移設」の背景には、「平等」を国民主義に還元していく欲望」と「暴力を装置化した基地と軍隊のグローバルな軍事文化への深刻さのなさ」との併存がある。そのような思考の仕組みを知れば、「安保の負担平等を前

提にした「基地引き取り―県外移設論」にはどうしても妥協できない、ということになる。^③

その一方、目取真は本土の知識人に向かって、「あなた方今年に入って何回、辺野古のゲート前で座り込みしましたか」と問うと同時に、ウチナンチューの責任も問う。「翁長さんを支援するための集会に四万何千人集まった。この皆さんが百日に一回、三カ月に一回来れば阻止できるんですよ。だけど実際には三十人しか来ないわけです。これはいったい何なのか。これが現場の状況なんです。ウチナンチューはその程度の事しかしてないわけです」^④。那覇の奥武山公園での集会には大勢の参加者が集まるが、本島北部の山原まではやって来ない。普天間から辺野古への移設問題には、沖縄内部の地域間格差が背景に存しているのである。

ここで目取真の怒りは頂点に達するわけだが、現場を知らずして何を発言できるのか、という「現場主義」へのこだわりにとどまらない、実はさらに深い、「知る」ことの倫理、そして《語る》ことの倫理に関わる問題がここには同時に示されているのではないか。社会現実と知との接点について、以下論じてみよう。

2

マイケル・R・マラスは、ユダヤ人絶滅政策研究の第一人者

である。マラスによれば、第二次世界大戦中、スロヴァキアのヴォイテク・トゥカ首相は、国内での反対意見をはねのけるために、ユダヤ人を速やかに移送せよとの圧力をかけるようにドイツにはつきりと要請したという。^⑤《衛星国根性》、すなわち属国根性の抜けないトゥカ首相の態度は、海兵隊基地を沖縄にとどめるように米国に要請した日本政府と酷似している。だが、それとは対照的に、ナチスに対して毅然とした態度を示したブルガリアでは、戦後生き残ったユダヤ人の数が、戦前の人口よりも多くなっているという記録が残っている。^⑥ これをみても分かるように、マイノリティの運命は、政府の手に握られているのである。民族差別の極限がユダヤ人絶滅政策であるが、沖縄の状況を考える際、国家による民族支配という観点から多くの示唆がそこに得られるのではないか――。

《善き市民の育成》という目的で、欧米の政府教育機関はショアーをテーマにした歴史教育に取り組んでいる。しかしマラスはユダヤ人絶滅政策研究に携わる間に、通常用いられる意味での《教訓》はショアーから得られない、ショアーは《人権》について何も教えない、という結論に達した。一見すると意外にも感じられる結論だが、恐怖の深淵をかきまいた人間だけが発する言葉の重みが伝わってくる。

「ホロコーストの使用と誤用」という論文の掉尾で、マラスはつぎのような自説を展開している。ショアーからは何の《教訓》も得られないことの原因である。

最後のコメントとして、クラウス・バルビー裁判についてフランスの年配のカフェ店長が発した言葉が思い出される。「やれやれ、バルビーは去来した」と彼はいった。「しかし私は何も気分が良くない」。カフェ店長が何か重要なことに触れたと思った。われわれを「良い気分にする」と——自分たちの政治的判断をたしかめるために、あるいはユダヤ人の苦境に対する理解を高めるために、「人間の理解」を改善させるだけのためなどに——を意図的に引き受けているのなら、ホロコーストに関する研究と人びとへの普及は困難におちいるように思われる。

ここで触れられているクラウス・バルビーとは、「リヨンの虐殺者」の異名を持つゲシュタポ所属の親衛隊大尉である。戦後ポリビアに逃亡し、軍事故権樹立の首謀者となるが、一九八三年にフランスに引き渡される。八七年リヨンにおける戦犯裁判では「自分はフランスがアルジェリアでやったのと同じことをしたにすぎない」と主張して物議をかもし、終身禁固刑の判決を受ける。マラスによれば、レジスタンスの弾圧やユダヤ人の強制移送に携わったバルビーをいかに厳しく裁いても、決して「良い気分」にはならない。想像の域をはるかにこえた暴力による犠牲は、何によっても補償されないからである。それと同じように、ユダヤ人絶滅政策に関する研究は、何ものをも補償しない。右の引用につづけて、マラスはつぎのように述べる。

私の見方では、本質的な人間の疼きから発する、そしてわれわれが見出したような世界に関連してくる、これらの身の毛のよだつできごとへの凝視は、それ自身が命令となる。あのようなことが起こり得たことは、それを畏怖の念をもって考察し、科学的好奇心をもって研究するための十分な理由になる。そのような恐怖を理解するようになった後に「良い気分になる」べきかどうかは疑わしいし、そのような意図で人びとが取り組んでいると、私は居心地悪く感じることもある。たとえどのように利用されたとしても、説明の取り組みを歴史家は決して確信をもって使えない。しかしわれわれの多くは、無知のままにいるよりは知ること、あるいは知ろうとすることの方がよいという信念を共有している。そしてわたしたちが調査するところの酷い記録において十分な証拠がある。

知ること、そのものを目的とすることが求められている、何らの教訓を引き出すことなく——マラスの達した答えがこれである。理性の命令に従ってただ《知ろうとする》ことだけが、「これらの身の毛のよだつできごと」を前にした人間の態度であるという。カント倫理学を想起させる厳格な立場であるが、厳粛な歴史に触れようとする際、つねに忘れてはならない戒めになる。目取真のいう、現場で座り込むことの対極にある振る舞い方であるだろうし、過去のできごとに対応する場合と現実

に起こっているできごとへ対処する場合という差があるにはちがいない。しかしまず《知る》ことの倫理を考えるカギがそこにあるといえるのではないか――。

3

つぎに、《語る》ことの倫理について考えてみよう。再びマラスの説から議論の手がかりを得てみる。マラスは、ショアーの生存者が歴史学者によって自分の歴史を奪われた、と感じたエピソードを紹介している。

ホロコーストの生存者は、自分自身がかかわったエピソードについて歴史学者が話すのを聞き、異常なほど不安になることもある。このような不安は「ジェノサイドの生存者に限ったことではない。実際に経験したわけではないのに、自分の話を通して見解を主張する者から自分の歴史を奪われた」と感じる恐怖を表している、フランスの歴史学者アネット・ヴィヴィオルカは書いている。また、人々がホロコーストの生存者たちから虐殺を耐え抜いてきたこととの「意味」を求めると、彼らの多くは当惑する^⑩。

ここでマラスが触れているアネット・ヴィヴィオルカは、ショアーに関する記憶と証言についての考察を深めたフランスの研

究者である。彼女の名著『目撃者の時代』（一九九八年、ブロン社）によれば、ジェノサイドの生還者は、収容所から解放後、耳を傾けてくれる者もいなかったたので、自分の体験を語れないという不満を抱いていた。しかし、テレビ番組『ホロコースト』（一九七八年、NBC）が全米で放映されて話題になり、ホロコーストという言葉が流行語になると、生還者たちが持つ不満の内容が変化した。彼らにとつて、自分たちの《声》がそのとき「突然奪われただけでなく、さまざまな専門家たちの間で、疑うことなく進行中であるかけひきにおいて不当に扱われ具体化された」と感じられたのである。「歴史家と目撃者の間の争い」は、「同時代の歴史だけでなく、個人の表現が知的な言説との間でコンフリクトを生じさせる他の領域」でも同様にみられるのだという^⑩。

《声》を奪われたと感じた生存者は、歴史学者の側からみれば、ショアーの自己体験を語る《ネイティブ・インフォーマント（ワールド調査における現地の情報提供者）》である。彼らの《声》を拾いあげるといふ歴史学者の行為は、さまざまな《声》を加工して編成する、知識人自身の表現の欲望と表裏一体と化しているのである。

G・C・スピヴァクは、コロニアルおよびポストコロニアル時代の知識人のあり方について論究した。周縁化された社会集団（サブアルタン）の声は、支配する側の言葉や思考法を媒介にして表現される。ここで従属する側の人間が抑圧者側に耳を傾け

てもらえるのは、抑圧者たちの言語を使つて話す場合だけである。知識人の役割は、ヘゲモニーを掌握する権力によつて言説から疎外された人びとに代わつて、ありのままに語ること（代表・代理＝表象）にあつた。しかしそれは同時に、「ネイティヴの」主体―位置に「みずからを（帝国主義）の対象（＝客体）」という位置として書き直し^{マウスグレイ}を命じる「帝国主義の知（＝暴力）」そのものである。「主人と現地民^{ネイティヴ}という表象戦略プラン」において「他者化の生産」がおこなわれることによつて、「最初は権利と感ぜられていたものが、義務として――強いられたものとして――受けいれられる」に至るのである。このようにして、権力／欲望／利害のネットワークは、「知の暴力」を通じ、人種／階級／ジェンダーによる異種混淆的（heterogeneous）な社会を構造化する。

知識人は、「主人」^{マウスグレイ}による抑圧から解放された「現地民^{ネイティヴ}」がみずから発話するというシチュエーションを設えようとする。そして彼らの声を拾いあげて伝えようとするのだが、実は「彼らを表象しながら、知識人たちはみずからを透明な（目に見えない）存在として表象」しているにすぎない¹²。自分はいかに黒子役に徹しようとしても、彼ら自身の表現する欲望を消し去ることはできない。「語るサバルタンの腹話術は左翼知識人の商売道具なのだ」――そこにおちいる弊を免れるには、どのような方策が可能なのだろうか。研究者はサバルタンの経験について知りたがるが、サバルタンたち自身による経験の説明を求め

ているわけではない。しかし、研究者によつて収集された記録のなかには、研究者によつて翻訳――ときには改竄――された《声》とは異質の言葉が混じっている。それを聴き分けることが大切とされるのである。

沖繩戦に関わる記憶と証言の問題群を、具体的に論及したのが屋嘉比取氏である。一九七〇年代の『沖繩県史』や『那覇市史』の刊行を皮切りに、ほとんどの自治体で市町村史の編纂がはじまった。戦争体験の聞き取り調査が精力的に進められ、実証主義に立脚した歴史学の手法に従つて、事実性や客観性を重視した沖繩戦体験記録が収録された。しかし屋嘉比氏によれば、一九八四年に刊行された『浦添市史』では、「浦添市出身以外の若い学生」たちが「当時の浦添の集落の情況や戦闘状況を理解しないまま調査表を機械的に埋めるような聞き取り調査も少なくなく、それによる調査の濃淡が浮かび上がったという」¹³。それに対する反省をふまえて、それ以降の市史編纂の取り組みでは、たとえば一九八七年の『西原町史』戦争記録編では、「各字に地元出身の戦争体験者を調査員として関与させる」ようにした。その結果「調査票の精度はより詳しいものとなった」¹⁴。九〇年代には、ビデオによる証言記録の採録――「鳥クトゥバで語る戦世」――が試みられた。映像のなかでは「鳥クトゥバを母語とするインフォーマントの自由な語りを中心であり、インフォーマント自身が聞き取りの主導権を握っている」という。「生まれ育つて自然に身につけた母語である鳥クトゥ

バ」を使って語ることは、「文字記録の編集の際に疎外され削除されてしまう、インフォーマントの島クトゥバによる表情豊かな主観的な語りへ着目し、それをすくい取る試み」であったといえる。¹⁶⁾

目取真にみられたような、基地移設を訴える本土の知識人に對する不信感は、そもそも彼らに語る資格はあるのか、という疑いから発せられている。すなわち彼らが発言すればするほど、本土と沖縄との差異が明確化する。そのみならず、ウチナーとウチナンチューとの関係性のなかで《他者としてのウチナンチュー》が一方的に生産され、沖縄内部の地理的および階層的な差異が消滅させられてしまうのである。本来、同じウチナンチューであっても、世代や階級、地域によって身に付けている文化資本は大きく異なる。《声》を解き放つには、《知》の権力を脱中心化しなければならないのである。

スピヴァクは「サバルタン女性の」沈黙化についてはわたしたち自身も共犯関係にあるということを承認することが重要であると考えている」として、《女性であること》自体も権力関係におかれていることを自覚する必要があることを説いた。¹⁷⁾ 女性が他の女性の《声》を書き換えてしまっていることもあるからだ。《ウチナンチュー》もまた自己の脱中心化を図ることが求められるのではないか。すなわちだが沖縄を代表・代理表象するか、という問題である。少なくとも地理的には《山原》や離島への注視が不可欠となるだろう。

4

本部町教育委員会が発行した『町民の戦時体験記』（一九九六年三月）には、町民八〇名の戦争体験の記録が収録されている。『沖縄県史』第一〇巻「沖縄戦記録2」（一九七四年三月）から転載した二八名、編集委員会の委員と事務局職員が聴き取りをおこなった一八名の体験記が含まれている。『沖縄県史』同巻で「本部半島」の解説を担当した仲地哲夫氏によれば、同地域の戦禍には、つぎのような特徴がみられるという。

また、この間に、米兵による戦時強姦が多発したこともこの地域の特徴である。ある部落では、はじめからその意図をもって米兵の集団が軒なみに襲いかかり、逃げおくれた婦女子の多くがその毒牙にかかった事例がある。その被害者も今では多くが平和な家庭の主婦であり、ここに直接の証言として採録することはできなかった。

ともあれ、本部半島で多発した日本軍の残虐行為とともに、米軍もまたけつしてヒューマニズムの体現者どころではなかったことを銘記しておくべきであろう。¹⁸⁾

この地域には「米兵による戦時強姦」が多発したとされる。『町民の戦時体験記』には、女性を略奪しようとするアフリカ

系アメリカ兵の姿が多数報告されている。「拳銃を持った黒人米兵が女を求めて谷間を登って来た」（仲宗根安昌証言、「そこへしばしば黒人兵たちが現われるようになった。女が欲しいから世話をしてくれ、という素振りであった」(日高清考証言)など、いずれも衝撃的なエピソードである。

アメリカ陸軍では当時、人種隔離の意識が濃厚にあった。アフリカ系アメリカ兵のみで編成された第二四歩兵連隊がアジア・太平洋地域に配備され、終戦後は、沖繩の占領任務に携わっている。その一方、太平洋戦争の末期になって人種混成部隊が編制され、沖繩戦に投入された。ほとんどが後方の支援活動に従事していたとされる。彼らは戦闘が終息した地域に姿をあらわし、その一部が沖繩の女性に性暴力をふるったのである。

保阪廣志氏によれば、日本軍は、米兵の厭戦気分を高めるために、「前線の黒人部隊」という宣伝ビラを作成していた。部隊内での厭戦気分を高め、任務放棄をうながす目的で、数百部から一千部単位で印刷されて撒布されたという^⑩。このビラとほぼ同じ内容の記事が「朝日新聞」西部本社版(二九四五年五月一三日)第一面に掲載された。「沖繩本島従軍第一報」として宗貞利登那覇支局長が「水もなく乾麺麴嚙り／鬼神も哭く奮戦／敵最前線に黒人部隊」という三段組の記事を執筆している。その記事によれば、最前線におかれた「黒人部隊」を、後方から「白人部隊」が監視するという編成がおこなわれていた。米軍内の人種差別がいかに苛酷なものかを伝え、兵士たちに戦線離脱を呼

びかけたのである。

実際のところ、沖繩戦を闘ったアメリカ陸軍第一〇軍には、最大八〇二四名の黒人兵が含まれ、全体の約五パーセントを占めていた。ほぼ全員が戦闘以外の任務に就いていた。これらの経緯を調査した保阪氏は、「沖繩戦証言の多くの中で、住民や兵士が初めて黒人兵を見た時の印象が記述されているが、それだけ黒人兵は、住民接触が多く、人々に与える印象も強烈だったといえる」と指摘する。そして米軍の調査書には、限られた事例ではあったが、「黒人部隊」は戦闘場面に遭遇すると「十分責務を果たしているとはいえない」状況であったと報告されているという。アメリカ軍第一〇軍の報告概略には、つぎのように記録されていた。

例外はあるが、黒人部隊の任務遂行の姿勢は、実際の戦闘場面では十分責務を果たしているとはいえない。幾つかの事例が報告されているが、空襲の最中、その場を離れるものが多く、当局から回避指示を与えられるまで部隊として組織を維持するのは非常に困難である。あるいは、ごく小さな誘発に対し、掩体から飛び出してしまい、警戒警報の解除後直ちに再集合することは困難である^⑪。

これが偏見^{ガイアス}の加わった認識であることはいうまでもない。彼らが怯懦であるとするは、沖繩出身の兵士を蔑視していた日本

軍の見方と同じである。米軍が尋問した日本軍兵士捕虜は、自分たちの間では「沖繩人は劣等国民と見なされており、『汚れた者』(dirty people)と呼ぶものすらいた」という。²³⁾「逃亡を企てた沖繩出身の兵士を殺せ」という指示を日本兵が受けていた、とさえ証言している。ウチナンチューの兵士は国家に対する忠誠心が薄く、兵士としての資質や鍛錬も不十分であるとなされていたのである。

沖繩現地での男子徴集は、軍用航空基地の整備と警護のための第一期(一九四三年六月)、飛行場建設のための第二期(四四年一〜二月)、戦闘要員の確保のための第三期(四五年二〜三月)の三回を通じて、根こそぎ動員された。正規兵士の最下層に属する「防衛隊」として編成された。軍事訓練を受けることもなく武器も支給されなかった彼らは、戦闘下における弾薬運搬、水汲み、負傷者の担架運送などに任じられた。しかし戦局が急速に悪化すると、待ち伏せ攻撃や爆雷攻撃に参加させられた。その結果、約二五〇〇〇名のうち約一三〇〇〇名が戦死することになったのである。

そもそも日本軍はウチナンチューを「皇室国体に関する觀念徹底しあらず」、「進取の氣象に乏しく優柔不断意志甚だ薄弱なり」とみなし、帝国の臣民としての適性が不足していると考えていた。沖繩戦では、ウチナンチューの兵士たちの間に「紀律嫌忌二出ツルモノ極メテ多ク」、上官から「私的制裁」を受け、逃亡が多発する状況になっていた。第三二軍(球一六一六部隊)

法務部は、「近時逃亡犯ノ極メテ多発シアルハ、軍ノ駐屯地域ノ地理的特性ニ鑑ミ解ス能ハズ、他ニ其ノ類ヲ觀ザルトコロナリ」という認識を持っていた。²⁴⁾「逃亡犯二関スル若干ノ参考」には、逃亡兵の現状とその対策が記され、「沖繩県出身現地入営兵ノ逃亡」という項目が立てられている。

本県出身現地入営初年兵ニシテ「才祭ダカラ一寸家へ帰ツテ来ル」「腹ガヘツタカラ家へ帰ツテ飯ヲ食ツテ来ル」等軍紀ヲ解セス輕易ナ考ヘヨリ脱柵シ其ノ儘帰隊セザルモノアリ、又些細ノコトニ「才前ハ銃殺ダ」ト申向ケラレ其レヲ真ニ信ジテ之ヲ虞レテ逃走スルモノアリ又所謂逃亡癖アリテ一度逃走シ輕易ナル取扱ヲ受ケタルトキハ数回ニ亘リ逃走ス、而シテ逃走後ノ立寄先ハ概ネ実家、情婦先、親戚、友人宅ナリ、現戦局及情勢ヲ平易ニ解説シ軍隊ノ紀律ノ何タルカヲ教育シ又的確平易ニ刑罰教育ヲ実施シ刑罰ト懲罰ノ異同ヲ明確ナラシメ置クヲ要ス、而シテ一度逃亡シ逃亡罪成立スルニ至ラス、懲罰処分ニ附スルトキハ嚴重ナルヲ要スベシト思料ス、「営倉ニ居ル方ガ楽ダ」ト称スル者スラアルヲ以テナリ²⁵⁾

右の引用からは、「沖繩県出身現地入営兵」に差別的な眼差しが注がれていたことが分かる。軍隊内は上意下達の紀律が厳しいとはいえ、「些細ノコト」に「才前ハ銃殺ダ」と上官から

告げられれば、兵營から逃げ出したくなるのは当然だろう。「一般二情弱ナリ」とみなされていた差別意識にもとづいて、彼らに対する加虐的な雰囲気が強まっていた。しかし、彼らに戦争忌避の傾向が強いのは、そもそも沖繩が帝国日本の侵略戦争に巻き込まれたという経緯が存するからである。

サイパン島に集団海外出稼ぎに出かけた経験のある、ウチナンチューの兵士捕虜によれば、「マリアナ諸島やマーシャル諸島から帰還した海外出稼ぎ組の士気は、非常に低かった」。「我々の仲間うちで、米国と戦おうとして軍服を身につけた者など一人もいない。捕虜は、この島で起こった中で（米軍の）沖繩占領は最良のことだと感じている」という⁽²⁸⁾。このような戦争忌避の感情について保坂氏は、つぎのように指摘する。

考えようによっては、軍属に従事した地元沖繩出身者は、危機に際して自己判断し、確実に危機を越える行動をとったということであろう。ただし、防衛隊員として戦場動員された兵士の約半数は戦場死している。あの沖繩戦において生と死との境界を定めることは不可能だが、生存した沖繩出身兵士や軍属は、確かに生への挑戦を試みたことは事実である。

戦争忌避の感情を強く持った者たちが試みた「生への挑戦」――、ここに沖繩の内なる声が存するのではないか。だが実際、戦場

にはさまざまな《生》と《死》が交差する。

目取真の「露」（『三田文学』第九五巻第一二七号、二〇一六年一月）は、語り手の「私」が大学を卒業した後、本島北部の小さな港で荷揚げ作業のアルバイトをおこなったエピソードを回想する。一九八六年の春から夏の半年間、「私」を含む、さまざまな年齢層の男性六名が一つのグループとなって作業に当たった。七三歳の上原にはシベリア抑留、六八歳の宮城には初年兵教育を受けた熊本での沖繩人差別の体験があった。だが宮城は中国大陸に出征していたとき、現地の人びとに対する加害体験があった。宮城の部隊は行軍中に喉の渇きに苦しめられ、「シナ人を見つけてほしい殺さんねー気がすまん」ようになってた。つぎの村にたどり着くと、「片っ端から皆殺して」。女子は強姦して、陰部んかい棒を突っ込んで蹴り殺ち、童は母親の目の前で切り殺して、足を掴まえてい振り巡らち頭を石で叩き割ったしん居ったさ」という。

喉の渇きから常識をこえる行動をとった体験は、六五歳の安吉にもあった。沖繩戦で小緑の洞窟に潜伏していたとき、鉄血勤皇隊の中学生が爆風で飛ばされて虫の息になっていた。水が飲みたくて仕方がなかった安吉は、中学生を丸裸にして、洞窟の入り口近くの平たい岩のうえに置いた。気温の下がる明け方、岩の表面には人体から出た水分が露となって落ちる。安吉はその露をなめて生き延びたという。島クトウバで発せられた「我や、露なめてい生き延びたんよ」という安吉の声は、おそ

らく沖繩の正史には現れない、目取真の小説ではじめて語られる『生』と『死』の様相であろう。

注

- (1) 目取真俊と仲里効の対談「行動すること、書くことの磁力」(「越境広場」第四号、二〇一七年二月、一九頁)
- (2) 同右、二二頁。
- (3) 同右、一八頁。
- (4) 同右、一七頁。
- (5) マイケル・R・マラス『ホロコースト 歴史的考察』(長田浩彰訳、一九九六年九月、時事通信社、二二〇～二二二頁)。
- (6) 同右、一二三頁。
- (7) Michael R. Marrus, "The Use and Misuse of the Holocaust in Lessons and Leagacies," in Peter Hayes ed, *The Meaning of the Holocaust in a Changing World*, Evanston, IL, Northwestern University Press, 1991, pp. 119.
- (8) 同右。
- (9) マイケル・R・マラス『ホロコーストに教訓はあるか ホロコースト研究の軌跡』(真壁広道訳、二〇一七年五月、えにし書房、一三三頁)
- (10) Annette Weivorka, "The era of the witness," translated by Jared Stark, Ithaca, N.Y.: Cornell Univ. Press, 2006, pp.129-130.
- (11) ガーヤットリー・チャクラヴォルティ・スビヴァク『ポストコロニアアル理性批判』(上村忠男・橋哲也訳、二〇〇三年四月、三〇七・三〇八頁)
- (12) 同右、三七二頁。
- (13) 同右、三六八頁。
- (14) 屋嘉比取「戦後世代が沖繩戦の当事者となる試み」(『友軍とガマー沖繩戦の記憶』(二〇〇八年一〇月、社会評論社、二九頁)
- (15) 同右。
- (16) 同右、四〇、四二頁。

- (17) 前掲(11)、四四九頁。
 - (18) 『沖繩県史』第一〇巻各論編9「沖繩戦記録2」(一九七四年三月、四六五頁)
 - (19) 保坂廣志「沖繩戦下の日米インテリジェンス」(二〇一三年一月、紫峰出版、一八二～一八四頁)
 - (20) 同右。
 - (21) 「報告概略C」(NARA RG338 Records of the US Army Commands Headquarters, "Tenth Army Box 6" 引用は同右(一八四頁)からおこなった)。
 - (22) 保坂廣志「沖繩戦捕虜の証言―針穴から戦場を穿つ―」上巻(二〇一五年八月、紫峰出版、八二頁)
 - (23) 同右、九二頁。
 - (24) 「沖繩県の歴史的関係及人情風俗」(一九二三年二月)、引用は『沖繩県史』資料編三三(沖繩戦日本軍史料沖繩戦6、二〇一二年三月、沖縄県教育委員会、五〇四頁)からおこなった。
 - (25) 「逃亡犯ニ関スル若干ノ参考 昭和一九年二月一〇日 球第一六一六部隊法務部 石第三五九四部隊写」、引用は同右(七九～八〇頁)からおこなった。
 - (26) 同右。
 - (27) 「昭和九年第一冊 密大日記 陸軍省(沖繩連隊区司令部 庶務第二六号 沖繩防備対策送付之件)、引用は同右(五〇八頁)からおこなった。
 - (28) 前掲(22)、六六頁。
 - (29) 前掲(22)、六五頁。
- 「犠牲者と抑圧者の逆説的な類似」(ブリーモ・レーヴィ『溺れるものと救われるもの』(竹山博英訳、朝日新聞出版、一八頁)
- 「抑圧が厳しければ厳しいほど、被抑圧者たちの間では権力に協力する姿勢が強まる」四〇頁
- 「こうした協力者の行動に、性急に道徳的判断を下すのは軽率である。明らかに、最大の罪は体制に、全体主義国家の構造自体にある。個々の大小

の協力者が（彼らは感じは良くなかったし、動機も不明確だった）競って罪を犯したことについては、評価が難しい。それに関する判断は、同じような状況において、強制下での行動がいかなる意味を持つのか、自身で体験したものだけに委ねたいと思う」（四一頁）

「虐待されていたという条件は罪を免除するものではない。そしてしばしばその罪は客観的に見て重いことがある。しかしその罪の計量を委託すべき、人間の法廷を私は知らない」（四一頁）

「もし私が委ねられるなら、もし私がそれを判断するよう強いられるなら、私は良心の呵責など感ぜずに、最大限に強制され、最小限、罪に加担したものをたちすべてを許すだろう」（四一頁）

「当局から受けた殴打は受け入れることができた。それは文字通り不可抗力だったからだ。しかし仲間から受けた殴打は受け入れ難かった。それは予期されていない、規定外のものであったからだ。だが文明化された人間はほとんどそれに反撃することができなかった」（四五頁）

「犠牲者と化した虐待者がいるかと思えば、虐待者と化した犠牲者もいました」（二二八頁）

「非常に微細に階層化されたヒエラルキーがあつて、外から創造するようなはつきりした敵味方の区別はありませんでした」（二二九頁）

「我々に何らかの形で罪を着せると言うのは、ラーゲリのシステム特有のものでした」（二三〇頁）

「おにし やすみつ 本学教員」